

## 4-2 景観形成基準

### (1) 全市を対象とする行為の景観形成基準

大村市の全市域（景観計画区域）について、良好な景観形成のため、以下の景観形成基準を定めます。

#### ア) 建築物の新築等・工作物の新築等

##### ○位置及び規模

基本的 配慮事項	行為の基準		
	1. 中心市街地景観	2. 周辺市街地景観 3. 施設景観 4. 丘陵住宅地景観 5. 平坦部住宅地景観 6. 漁港集落地景観	7. 田園景観 8. 自然緑地景観
周辺の景観と調和した位置及び規模に配慮すること。	○周辺の建築物の高さや壁面線の調和を図り、まちなみとしての連続性やまとまりを確保するよう配慮すること。 ○建物の高さ等を合わせることにより、まちなみに一体感を持たせるよう配慮すること。	○周辺の建築物や自然景観から突出した印象にならないように周辺の景観との調和に配慮すること。 ○圧迫感を緩和するために高層部分を後退させ、背景の山並みにも配慮すること。	○建築物の密集を防ぎ、周辺を緑化し、自然景観が妨げられないよう配慮すること。 ○背景となる山並みや丘陵の稜線に調和する建築物の位置、規模等とし、周辺の景観を阻害しないよう配慮すること。
市内を見渡せる場所からの眺望を妨げないよう建築物及び工作物の位置及び規模に配慮すること。	○背景となる山並みや海辺への連続性を分断しないような位置及び規模に配慮すること。 ○ランドマークとなる歴史的建造物への眺望が遮られないよう配慮すること。	○良好な眺望ポイントの確保のため、背景となる山や海への視線を妨げない位置及び規模に配慮すること。 ○市街地からの山並みの眺望を確保するため、建築物の高さに配慮すること。	○周囲からの眺望を妨げないような位置及び規模に配慮すること。 ○山並みの稜線や海浜部における海辺の連続性を分断しないよう配慮すること。 ○良好な山並みへの景観の確保のために、敷地内での工作物の位置及び規模に配慮すること。

基本的 配慮事項	行為の基準		
	1. 中心市街地景観	2. 周辺市街地景観 3. 施設景観 4. 丘陵住宅地景観 5. 平坦部住宅地景観 6. 漁港集落地景観	7. 田園景観 8. 自然緑地景観
歩行者等に対する圧迫感及び威圧感を緩和させるよう道路等の公共用地に接する部分から後退し、空間の確保に努める等位置及び規模に配慮すること。	○セットバックや隅切りにより後退し、オープンスペース等の空間を確保し、歩行者等に対する圧迫感の軽減のため、建築物の配置に配慮すること。 ○道路から後退し、広々とした公共空間を創出するよう配慮すること。	○道路から後退し、周辺のまちなみへの威圧感の軽減に配慮すること。 ○道路から後退し、歩行者等への圧迫感及び威圧感を緩和するよう公共空間の確保に配慮すること。	○道路から後退し、緑化スペースとして活用する等、周辺の景観との調和に配慮すること。 ○周辺の景観と不調和にならないよう、建築物の規模や位置等の配慮をすること。

○形態及び意匠

基本的 配慮事項	行為の基準		
	1. 中心市街地景観	2. 周辺市街地景観 3. 施設景観 4. 丘陵住宅地景観 5. 平坦部住宅地景観 6. 漁港集落地景観	7. 田園景観 8. 自然緑地景観
周辺の景観と調和し、全体的に違和感がなく、まとまった形態及び意匠となるよう配慮すること。	○まちなみとしてまとまりや一体感を創出するため、周辺の建築物の形態や意匠に調和するよう配慮すること。	○まちなみとしてまとまりある形態及び意匠とするため、周辺の住宅等との調和に配慮すること。 ○屋根の形態等をそろえることにより、まちなみとしてのまとまりの創出に配慮すること。	○山や海への眺望や周辺の自然・田園景観と調和するような形態及び意匠となるよう配慮すること。 ○背景となる自然景観との調和や、周辺集落と勾配屋根が連続するよう屋根の形態に配慮すること。

基本的 配慮事項	行為の基準		
	1. 中心市街地景観	2. 周辺市街地景観 3. 施設景観 4. 丘陵住宅地景観 5. 平坦部住宅地景観 6. 漁港集落地景観	7. 田園景観 8. 自然緑地景観
	<p>○その地域にふさわしい建築物のデザインとし、特に突出しない形態・意匠となるように配慮すること。</p> <p>○屋外設備は露出しないよう建物と一体となるような形態及び意匠に配慮すること。</p> <p>○建物の美観を損なうような構築物（屋外設備や屋外階段等）は、デザインの工夫により建物の一体化、調和を図るよう配慮すること。</p> <p>○公共空間やランドマークからの眺望や自然景観を阻害しない形態とし、屋外設備（地上設置、建築物の屋上設置等）の垂直面（側面）が見えないように、屋外設備の高さ以上の植栽、ルーバー、塀等により遮蔽するよう配慮すること。</p> <p>○太陽光パネルを地上に設置する場合は、植栽、ルーバー、塀等により遮蔽するよう配慮すること。勾配屋根に設置する場合は、最上部が建築物の最上部を超えないように設置して屋根と一体化するよう配慮すること。陸屋根に設置する場合は、最上部を低くするか、ルーバー等により目立たないように建築物と一体化させるよう配慮すること。</p>		
高層又は長大な壁面となる場合は、デザインの工夫等により圧迫感、威圧感を緩和させる形態及び意匠となるよう配慮すること。	○低層部の形態及び意匠により圧迫感、威圧感の軽減を図り、快適な公共空間の創出に配慮すること。	○周辺の建築物との調和を図るため、壁面の分節化等によりまちなみとしての連続性の確保に配慮すること。	○周辺の自然や景観から突出した印象を与えないような屋上や壁面の形態及び意匠とするよう配慮すること。 ○壁面の分節化等により周辺自然環境との不調和を避けるよう配慮すること。
	○長大で単純な壁面は凹凸をつけることにより、圧迫感等の軽減に配慮すること。		

○色彩

基本的 配慮事項	行為の基準									
	1. 中心市街地景観	2. 周辺市街地景観 3. 施設景観 4. 丘陵住宅地景観 5. 平坦部住宅地景観 6. 漁港集落地景観	7. 田園景観 8. 自然緑地景観							
<p>多数の色使用や派手な色彩は避け、周辺の景観と調和し、建築物全体でまとまりを感じさせる色彩となるよう配慮すること。</p>	<p>○低彩度を基調とするが、にぎわいづくりが必要などころではアクセントを与える色彩になるよう配慮すること。</p> <p>○色の組合せや使い方を工夫し、建築物やまちなみに軽快感やにぎわいを与えるよう配慮すること。</p>	<p>○低彩度を基調とし、まとまりを感じさせる色彩になるよう配慮すること。</p> <p>○隣接する建築物との色差を小さくし、まちなみにまとまりと連続性が生まれるよう配慮すること。</p>	<p>○田園景観や自然地景観との調和に配慮し、低彩度の落ち着いた色彩になるよう配慮すること。</p>							
	<p>○地域で昔から使われてきた色彩や配色を活用するよう配慮すること。</p> <p>○建築物が建ち並ぶ通りは、色相や色調をそろえて、周辺のまちなみと不調和にならないように配慮すること。</p> <p>○高層部（高さ10メートル以上又は4階以上）に使用する外壁の色彩については、</p> <table border="1" data-bbox="1045 1075 1428 1339"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0. 1R～10R</td> <td>4以下とする</td> </tr> <tr> <td>0. 1YR～5Y</td> <td>6以下とする</td> </tr> <tr> <td>上記以外の色相</td> <td>2以下とする</td> </tr> </tbody> </table> <p>圧迫感・威圧感を緩和するため明度7以上とすること。</p> <p>○建築物及び工作物の外観に使用できる色彩の制限範囲は、右表のとおりとする。ただし、着色していない木材・土壁・石材・ガラス等の材料によって仕上げられる部分の色彩又は見付面積の5分の1未満の範囲内で外観のアクセント色として着色される部分の色彩については、この限りでない。</p> <p>○太陽光パネルの色彩は、黒若しくは濃紺又は低彩度かつ低明度で、反射が少なく模様の目立たないものに配慮すること。</p>			色相	彩度	0. 1R～10R	4以下とする	0. 1YR～5Y	6以下とする	上記以外の色相
色相	彩度									
0. 1R～10R	4以下とする									
0. 1YR～5Y	6以下とする									
上記以外の色相	2以下とする									

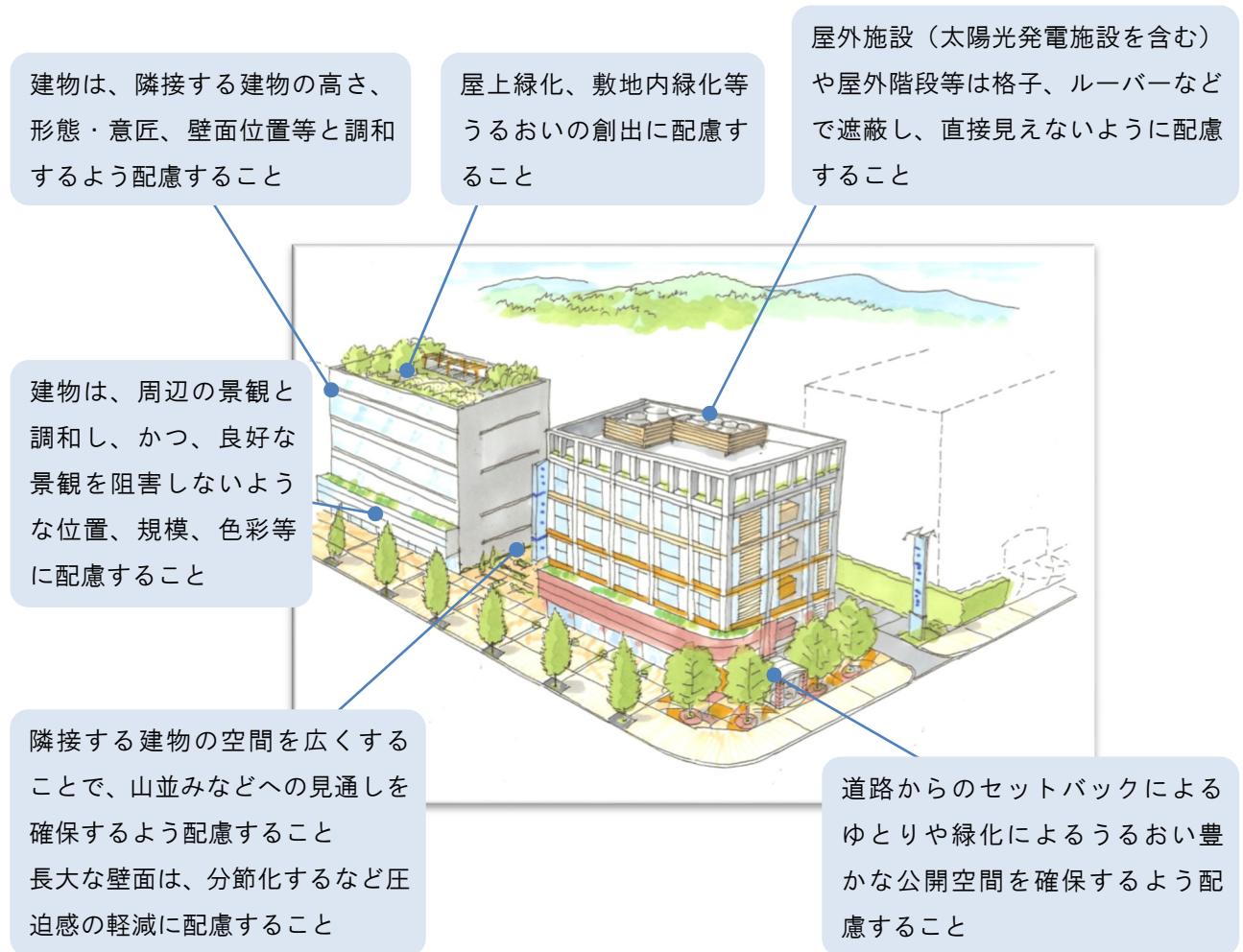
○素材

基本的 配慮事項	行為の基準		
	1. 中心市街地景観	2. 周辺市街地景観 3. 施設景観 4. 丘陵住宅地景観 5. 平坦部住宅地景観 6. 漁港集落地景観	7. 田園景観 8. 自然緑地景観
周辺の景観と調和し、かつ長期間に渡って良好な景観を維持できる素材を使用するよう配慮すること。	○耐久性に優れ、周囲の建築物と調和する素材を用い、まちなみのイメージを高めるよう配慮すること。	○周辺の景観との調和に考慮し、まちなみの景観向上を目指すよう配慮すること。	○周辺の自然環境との調和が図れる素材を用いるよう配慮すること。
	○経年変化に考慮し、長期間美観を維持できる素材に配慮すること。 ○周辺環境との調和のとれた素材を用いるよう配慮すること。		

○敷地及び外構

基本的 配慮事項	行為の基準		
	1. 中心市街地景観	2. 周辺市街地景観 3. 施設景観 4. 丘陵住宅地景観 5. 平坦部住宅地景観 6. 漁港集落地景観	7. 田園景観 8. 自然緑地景観
敷地内や外構部は、緑化に努めること。樹姿又は樹勢の優れた既存の樹木がある場合には、保存又は移植により、修景に活用するよう配慮すること。また、緑化の際は、その周辺の植生状況や地域の特性を踏まえた樹種の選定に十分配慮すること。	○建物の周辺には、修景効果の高い緑化やオープンスペースを確保するよう配慮すること。 ○建築物の入り口部分は植栽等により、うるおいを演出するよう配慮すること。	○建築物の外構部を緑化するよう修景に配慮すること。 ○特に施設景観においては、樹木等の植栽により周辺の景観にうるおいを与えるよう配慮すること。	○地域特性にふさわしい樹種の選定や既存樹の活用に配慮すること。 ○施設周辺の緑化により、周辺の自然景観と調和するよう配慮すること。
敷地内に屋外駐車場、駐輪場、物置等を設置する場合は、遮蔽し、まちなみや隣接する敷地と不調和を生じさせ	○歩道に面する場所では、緑化やデザインされた塀等で修景するよう配慮すること。	○屋外駐車場の境界部の緑化、場内の舗装等により修景するよう配慮すること。	○周辺景観との調和を図るため、敷地周囲の緑化に配慮すること。

基本的 配慮事項	行為の基準		
	1. 中心市街地景観	2. 周辺市街地景観 3. 施設景観 4. 丘陵住宅地景観 5. 平坦部住宅地景観 6. 漁港集落地景観	7. 田園景観 8. 自然緑地景観
ないように配慮すること。	○板塀等で駐車場を遮蔽することで周辺の景観に不調和を与えないよう配慮すること。	○緑化ブロックや周辺の植栽により、ゆとりやうるおいをもたらすよう配慮すること。	○道路と面する部分の緑化により、まちなみにうるおいをもたらすよう配慮すること。
	○屋外駐車場、駐輪場及び物置の設置については、周辺の景観との調和に配慮し、雑然とならないよう塀、生垣又は周辺の緑化を配慮すること。 ○屋外駐車場の舗装は、緑化ブロックや芝生保護材等を使用するよう配慮すること。		



イ) 都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為及び土地の開墾、土石の採取、  
 鉱物の採掘その他の土地の形質の変更

基本的配慮事項	行為の基準
周辺の景観との調和や景観の連続性を保つよう配慮すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○現況の地形を活かし、地形の改変や盛土・切土は必要最小限に留めるよう配慮すること。</li> <li>○法面・擁壁が生じる場合には、緩やかな勾配とし、植栽、緑化ブロック、修景ブロック等を使用するよう配慮すること。</li> <li>○樹姿又は樹勢が優れた樹木がある場合は、保全するよう配慮すること。</li> <li>○既存の石垣は、保全するよう配慮すること。やむを得ず撤去する場合は、最小限に抑え、石垣の連続性が保たれるよう配慮すること。</li> <li>○土石の採取又は採掘を行う範囲は、必要最小限に留め、緑化や周辺景観に調和した塀の設置などで遮蔽するよう配慮すること。</li> <li>○行為後は、土地の原状回復に努め、周辺景観との調和に配慮し、緑化等の修景を行うよう配慮すること。</li> </ul>

ウ) 屋外における土石、廃棄物、再生資源等の物件の堆積

基本的配慮事項	行為の基準
景観阻害となる物件が道路等から見えないよう配慮すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○堆積の高さは低くし、かつ整然と積み上げ、周辺に危機感や圧迫感を与えないように配慮すること。</li> <li>○堆積物のある敷地境界部は、緑化や塀などで遮蔽し、周辺環境との調和に配慮すること。</li> <li>○堆積物は敷地境界から後退させ、景観の阻害要因とならないよう配慮すること。</li> <li>○廃棄物の堆積場所は、堅固な柵で周囲を囲み、堆積物の飛散や臭気の防止に配慮すること。</li> </ul>